

国立国会図書館職員苦情処理規程

(昭和二十七年七月三十日国立国会図書館規程第四号)

改正 昭和二十八年 一月 十日国立国会図書館規程第一号

同 三十年 四月 一日同 第三号

同 五十九年 五月二十五日同 第一号

平成二十二年十二月 六日同 第三号

令和 三年 六月 十一日同 第二号

(国立国会図書館職員の苦情の処理)

第一条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の八の規定に基づく国立国会図書館職員(以下「職員」という。)の苦情の処理に関しては、この規程の定めるところによる。

(苦情処理のための審査請求)

第二条 その意に反して、降給(国会職員法第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給を除く)、降任(同項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く)、休職若しくは免職をされ、その他著しく不利益な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けた職員で苦情のある者は、不利益な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けたことを知った日から三十日以内に、国立国会図書館長に対し、審査請求書をもって審査の請求をすることができる。

(審査請求書の審査)

第三条 前条の請求があつたときは、館長は、これを受理した日から

十五日以内に、請求書の事案を審査決定し、理由を附記した決定書を請求者に交付しなければならない。

(公平委員会の設置)

第四条 職員の苦情の再審査のため、国立国会図書館に国立国会図書館公平委員会(以下公平委員会という。)を置く。

(公平委員会の組織)

第五条 公平委員会は、委員七名をもつて組織する。

2 委員は、国立国会図書館長が、次の者に委嘱する。

一 衆議院の議院運営委員長又は議院運営委員中から同委員長が指名する者

二 参議院の議院運営委員長又は議院運営委員中から同委員長が指名する者

三 国会職員以外の者で学識経験を有する者一名

四 国立国会図書館職員組合の推せんする職員側二名

五 国立国会図書館側二名

3 前項第一号に掲げる者は、衆議院の解散によりその職を失つたときも新委員の決定まで引続き委員としての職務を行うものとする。

4 職員側及び館側委員の任期は一年とし、重任を妨げないものとする。

(公平委員長)

第六条 公平委員会に委員長を置く。委員長は、館側及び職員側を

除く委員のうちから、委員が選挙する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長は、館側及び職員側を除く委員の中から、あらかじめその代理者を指名しておかなければならない。委員長が事故あるときは、代理者がその職務を行う。

(再審査の請求)

第七条 第三条の決定に不服ある請求者は、決定書を受理した日から三十日以内に、公平委員会に対し、再審査の請求をすることができる。

(公平委員会の審査)

第八条 公平委員会は、前条の再審査請求があつたときは、これに対し、最後の審査決定を行い、その結果を判定書とし理由書を附して、審査請求書受理の日から三十日以内に、館長及び審査請求者に交付しなければならない。

(当事者の趣旨の弁明)

第九条 審査請求者及び館長は、公平委員会の要求に応じ、又は自ら必要と認めるときは、直接又は代理人を選定の上公平委員会に出席し、趣旨の弁明を行うことができる。

(公平委員会の議事手続)

第十条 公平委員長は、第七条の再審査請求を受けたときは、直ちに委員会を招集しなければならない。

2 公平委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決する。

可否同数である場合は、委員長の決するところによる。

3 公平委員会は、委員六名が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

(公開の審査)

第十一条 公平委員会は審査請求者から請求があつたときは、公開の審査を行わなければならない。

(決定の拘束力)

第十二条 国立国会図書館長は、判定書の交付をうけたときは、その決定事項の実施のため、すみやかに必要な処置をとらなければならない。

(委員会の庶務)

第十三条 公平委員会に、その庶務をつかさどらせるため、幹事及び書記若干名を置き、館長が、職員のうちから命ずる。

(手続事項)

第十四条 この規程に定めるものの外、職員の苦情の処理に關し必要な手続事項は、館長が定める。

附 則

1 この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律施行の日から施行する。

(施行の日) 昭和二十七年七月三十日

2 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定) 附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条

の規定の適用については、同条中「伴う降給」とあるのは、「伴う降給及び国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）附則第四項の規定による降給」とする。

附 則（昭和二十八年一月十日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、昭和二十八年一月十日から施行する。

附 則（昭和三十年四月一日国立国会図書館規程第三号）

この規程は、昭和三十年三月十八日から適用する。

附 則（昭和五十九年五月二十五日国立国会図書館規程第一号）

この規程は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月六日国立国会図書館規程第三号）

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年六月十一日国立国会図書館規程第二号）

この規程は、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）の施行の日から施行する。

（施行の日〓令和五年四月一日）